

嘉慶四(1799)年七月上諭の訳注および考察(1)

- 清朝嘉慶維新研究序説 -

相原佳之*・豊岡康史**・村上正和***・柳静我****・李侑儒*****

Translation and Notes for Imperial Edicts on the 7th lunar month of 1799(1):
Primary Studies on the Jiaqing Reforms

AIHARA Yoshiyuki, TOYOOKA Yasufumi, MURAKAMI Masakazu, YU Jeungah, LI Yu-ju

キーワード：清朝, 嘉慶維新, 乾嘉変革, 上諭

Key Words: the Qing Dynasty, the Jiaqing Reforms, the Qianlong-Jiaqing Transition, Imperial Edicts

I. はじめに

嘉慶四年(1799)正月初三日、乾隆帝が死去し、嘉慶帝の親政が始まった。乾隆帝の信任を得て権勢を誇っていた和珅を排除し、次々と改革案を打ち出していった嘉慶帝の親政は、当時から「維新」と呼ばれ、アヘン戦争や太平天国戦争、列強の圧迫に直面する十九世紀清朝の政策基調の前提をかたちづくってゆくことになる¹。

著者らは、この改革の初期の状況を明らかにするため、嘉慶帝が親政を始めた嘉慶四年の上諭を悉皆調査し、そのうえで月ごとに訳出し、注釈を付す作業を行ってきた。これまでにその成果として、「嘉慶研究序説(一) 嘉慶四年正月・二月の上諭」(『環日本海研究年報』第23号、2018)、「嘉慶四(1799)年三月上諭訳注 清朝嘉慶維新研究序説」(『信州大学人文科学論集』第6号、2019)、「嘉慶四(1799)年五月上諭訳注 清朝嘉慶維新研究序説」(『環日本海研究年報』第24号、2019)を発表している。本稿はその続編として、嘉慶四年七月初一日から十五日に出された上諭を選訳し、若干の考察を加えるものである。四月、六月、七月後半についても順次発表を予定している。

本研究に関する研究史整理については、「嘉慶

研究序説(一)」において述べている。既にオープンアクセス化しており、重複を避けるため本稿では省略する。

底本には中国第一歴史檔案館編『嘉慶道光兩朝上諭檔』(広西師範大学出版社、2000年)と、『仁宗睿皇帝実録』(中央研究院歴史語言研究所『清実録』DB)を用いた。「No. 〇〇〇」と表記されているのが『嘉慶道光兩朝上諭檔』所収の上諭である。

文中の【 】は嘉慶帝によって加筆・訂正された箇所である。「之」や「所」といった文章を整えるための修正や、意味の違いが生まれない微細な文言訂正については、省略している。()は訳者による補足である。また『仁宗睿皇帝実録』には白蓮教反乱の鎮圧に関する上諭が数多く収録されているが、本稿では紙幅の都合から割愛している。

・七月初一日

No. 653

臣永理²らが謹んで上奏する。以前に命令を受けて『平苗紀略』を編纂した際、総裁が方略館の編纂員らとともに湖南の苗匪、狃苗らの掃討³に関する各事項の掲載順を決め、既に編纂作業を完成させ、計五十二巻の正本を清書した。また、『高宗純皇帝御製紀事詩章』を謹んで著録・校訂して四冊とし、巻首を

*東洋文庫研究部

**信州大学学術研究院人文科学系

***新潟大学人文社会系研究科

****鳥取大学地域学部国際地域文化コース

*****東京大学大学院人文社会計研究科博士課程

¹ 豊岡康史「嘉慶維新(1799年)の再検討」(『信大史学』第40号、2016)。

² (愛新覺羅)永理(1752-1823)。乾隆帝の第十一子。嘉慶帝の兄にあたる。嘉慶四年正月に軍機大臣となるが、同年十月に退く。

³ 李文良「清嘉慶年間湖南苗疆の「均田屯勇」」(『中央研究院近代史研究所集刊』102期、2018)は嘉慶期湖南のミャオ族居住地区における屯田制度について検討する。

加え、装幀して帙として(今回)御覧に呈する。『平定川楚教匪紀略』(『欽定剿平三省邪匪方略』)については、現在命令を受けて編纂を始めており、順次進呈する。以前に編纂するよう命令を受けた『満洲源流考』については、漢文本は既に進呈しており、満洲語の翻訳本もすでに清書・校訂作業を終えた。以前に進呈した漢文の『満洲源流考』とあわせて御覧に呈する。謹んで上奏する。

・七月初二日

No. 654

嘉慶四年七月初二日、内閣が命令を受けた。「福建布政使の李殿図⁴が農業に関する弊害について上奏した。そこには、「ラバや馬は農家の重要な家畜である。乾隆三十年以前、農家は必ず三頭か四頭のラバと馬を養って、農耕に役立てていた。もし官の徴発があった場合でも、政府価格による補償を得られた。その後、地方官は民情を察することなく、徐々に様々な問題が発生しており、地方官は任務があれば(上司に賄賂を贈って)多額の経費を申請してラバや馬を買い取り(差額を着服し)⁵、任務のない時でも名目を作って農家に負担を要求している。甚だしい場合は、一つの駅を超えて次の駅まで(ラバや馬を)走らせ、ある県に隣の県の駅伝に協力させており、このために多くのラバや馬が斃死した。そのためラバや馬を売って牛やロバを家畜とする者が、全体の八割、九割となっている。しかし地方官は時に派遣される場合があるので、各里にラバや馬を養わせて調達に備えさせている。甚だしい場合、差局を設立

⁴ 李殿図(1738-1812)。直隸省保定府、高陽県の人。乾隆三十一年の進士。嘉慶三年から嘉慶六年に福建布政使を務め、その後は福建巡撫、江西巡撫などを歴任する。光緒期に中央で軍機大臣や刑部尚書といった要職にあった李鴻藻は孫にあたる。

⁵ この一節の『上諭檔』における原文は「嗣後地方官不察民情、漸多滋擾、或有差而得錢買放、或無差而假名需索」となっている。しかしこの上諭を引き出すこととなったものの李殿図の上奏文では「得錢売放」となっている(『李石渠先生治閩政略』18葉)。『清実録』の用例では、「売放(賄賂を取って犯罪者を放つ)」が多く、「買放(経費を余計に申請して差額を着服する)」は少ないこともあり、『上諭檔』の「買」字は、「売」字の書き誤りである可能性が高い。ただし、ここでは『上諭檔』の原文に従って訳出した。なお、前述の『李石渠先生治閩政略』では李殿図の上奏は「売放」とし、同時に収録する上諭においては「買放」としている。

して高値で雇い入れておきながら、なお民間に過剰な負担を割り当てている。調査してこの弊害を取り除き、民間にラバや馬を争って養わせるべきであり、そうすれば農業と官の務めともに裨益するところがある。

また地方の裁判は、必ず地方官が迅速に結審して、無辜の民を釈放すべきであり、そうして始めて小民は安心できる。しかし良吏は非常に少なく、往々にして債権主⁶や長随が周囲を取り仕切り、地方官は孤立無援で、彼らが裁判案件を自ら探し出して令状を購入し、被告と原告の資産をみてその値段を決めるのに任せている。諸々の事柄で巻き添えにされて小民は苦しみ、その時間を浪費し財産を失っており、積弊の最たるものである。

また各省の常平倉には長らく問題が叢生している。救済する必要のない年には、古米と新米を入れ替えるという名目で常平倉の備蓄を放出し、ここから不正な利益を得ている。常平倉から米を出す時には既に(中抜きによって米の量が)減らされ、常平倉に米を戻す時にはまた民から追加徴収している。良民はいまだにその益を受けていないのに、官倉は既に欠損を出している。以後、災害のない年には入れ替えや貸し付けをせずに、民の弊害を取り除くことを求める。

また役所の書辦(文書担当の者)や衙役(現場で雑多な職務に従事した者)にはもともと定数があるが、近ごろでは人々は、役所に身を寄せて徭役から逃れたいと思っている。そうした人々は一県の中で非常に多く、以前の数倍にもなる。税関の長随などは仲間を呼び寄せており、どこも同じであるので、禁止すべきである」とあった。

⁶ 新たに任命された地方官は、赴任するための諸費用を北京の銀号から借用する。この時の借入金を「京債」といい、貸し手の銀号は借金を回収するための監督役を派遣していた。史料中の「債権主」(原文は債主)は、こうした監督役を指す(山本英史『赴任する知県 清代の地方行政官とその人間環境』研文出版、2016、79-80頁)。嘉慶四年十一月初十日(No. 1262)でも「官吏債」として言及され、北京での貸金業者取締が命じられている。

また乾隆二十七年のある奏摺では、借金取り立ての弊害を「現今候補報捐人員、雲集輩下……而引類呼朋、以嬉遊豪縱為事者、正復不少。……始則部照作質、繼則以文憑為信。甚至債主逼迫、倉皇無計、昏夜遁脱、及抵任後索逋者接踵而至、維時非侵那庫項、即勒借民財」(中国第一歴史檔案館所蔵、宮中檔朱批奏摺、乾隆二十七年九月十九日、04-01-01-0252-082)と指摘する。

以上の提案内容はみな現在の問題を言い当てている。直隸・各省の総督・巡撫に命じて、注意して調査させ、徐々に改善させて、節約を尊び奢侈を退け、小民を農業に従事させ、衣食の源をますます充実させよ。」

・七月初三日

No. 657

軍機大臣が協辦大学士で閩浙総督の書麟⁷、福建巡撫の汪志伊⁸に伝える。嘉慶四年七月初三日、命令を受けた。「劉斌⁹(浙江布政使)が、広東の章程に従って福建沿海の商船に大砲・武器を搭載し、海賊対策としたいと願い出たので、書麟と汪志伊に命じて、上奏で指摘されている事情を踏まえて実行すべきかどうか、詳細に議論して報告させた。商船が大砲・武器を搭載するのは、海賊対策の見地から出たものであるが、配給される大砲・武器は必ず官が管理しなければいけない。商人らは各役所に願い出て、税関を通過する時には検査を受け、港に戻る日にはなお県の武器庫に返還する必要がある、許可を待つ煩わしさを免れえない。また不肖の官吏は金銭要求をしようと商船に難癖をつけるなど、不都合な点も多い。さらには商船が大砲・武器を受け取って海に出た後、資本が不足したために、海賊に誘われて仲間となり、略奪をするかもしれない。仮にそうなれば、かえって敵に兵器を貸し、盗賊に食料を与えることになるのではないか。あるいは、商船が海賊に奪われたなら、海賊は船の証明書と大砲・武器を得たことになり、商船を装って港に入り込んでしまう。証明書には武器の数量が記載されているため、地方官もまたその真偽を判別できず、かえって検査が難しくなり、【悪人が入り混じって大きな問題となる】。ましてや現在、福建の海賊の活動はやや沈静化しており、ただ頭領の蔡牽だけを捕えていない状況である。海上で巡回する兵士らに厳命して捜索に力を尽くさ

⁷ (高佳) 書麟 (?-1801)。満洲鑲黃旗人。乾隆末に両江総督、山西巡撫を務める。嘉慶期には協辦大学士、雲貴総督、湖広総督を歴任した。父親は乾隆期の重臣である高晋。

⁸ 汪志伊(1743-1818)。安徽省安慶府、桐城県の人。乾隆三十六年の挙人。乾隆末より各地で按察使、布政使を歴任し、このとき福建巡撫。のちに湖広総督、閩浙総督を務めた。

⁹ 劉斌 (?-1805)。江西省建昌府、南豊県の人。乾隆三十四年の進士。嘉慶四年から嘉慶七年の浙江布政使で、子の劉斯帽も道光期に安徽按察使、貴州布政使、山東布政使を歴任している。

せればよく、別の章程を議論する必要はない。もし商船に大砲・武器を支給して海に出ることを認めても前述のような弊害がないならば、また提案に従って対応すればよく、この命令に【迎合し】拘泥する必要はない。【ただ実効を上げることのみを期すように】。この命令を伝えよ。」命令に従い伝える。

No. 658

軍機大臣が広西巡撫の台布¹⁰に伝える。嘉慶四年七月初三日、命令を受けた。「台布が命令に従って、阮氏安南に進香の停止と例年の朝貢の延期を通達すると上奏した。そこには、「今回の通達が安南側に届いた時には、朝貢使節は既に出立しているだろう。もし該国王が再び貢物を進呈したいと願い出た場合、或は別に臣下を派遣して謁見しようとした場合、特別に許可するのかどうか」とあった。安南は京師から遠く離れており、先帝の棺は九月のうちに山陵に移すことになっている。もし該国王が使者を進香のため派遣したとしても、京師に到着した時には既に埋葬した後であり、さらに外夷の者が山陵に赴いて拝謁した前例はない。しかも二十七月の間は宴を挙行しないので、使節らが京師に到着した後に棺にも拝謁できず、下賜品も受け取れないとすれば、遠方から来朝しながら徒労となってしまう、先帝が外藩を慰撫した意志に反してしまう。コーカンドやトルグートなどでは、かつて長麟¹¹、貢楚克札布¹²、阿爾塔什第¹³らが使者を京師に派遣したいと願い出たが、みな入朝を止めるよう命じた。安南もまた同様であり、一国のみ来京を認めるわけにはいかない。もし使節らが通達を受け取って既に帰国していれば、それでよい。もし既に出発していて、既に鎮南関を通過して桂林の近くまで来ていけば、台布は使節が省城に到着した時にすぐに命令を伝えて下賜品を与

¹⁰ (奇普褚特) 台布 (1734-1805)。蒙古正藍旗人。乾隆六十年から嘉慶二年の軍機大臣で、嘉慶期には陝西巡撫、西寧辦事大臣などを務める。

¹¹ (覺羅) 長麟 (1748-1811)。満洲正藍旗人。乾隆四十年の進士。嘉慶期には喀什噶爾參贊大臣、閩浙総督、雲貴総督、刑部尚書、兵部尚書などを歴任する。嘉慶帝は、長麟が和坤に奏摺の写しを送っていたことを咎めている

(『仁宗睿皇帝実録』巻 38、嘉慶四年正月十八日)。

¹² (巴禹特) 貢楚克札布 (?-1838)。蒙古鑲白旗人。嘉慶期には理藩院左侍郎、右侍郎、葉爾羌辦事大臣、和闐幫辦大臣、喀什噶爾幫辦大臣などを務める。

¹³ 阿爾達什第。ホルチンモンゴルの第8代目ジャサクか。(『清史稿』巻 209、表四十九、藩部世表一)。

を得ず、焦って母親を救おうとした者であり、親に逆らう不孝の犯人を殺害したのだから通常の兄を毆殺した例を引いて議論するべきではない。たとえ斬監候に改めたとしても、なお憐れむべきものである。汪応鳳は死罪を免じて三千里の流刑とするので、事情を踏まえて流刑地を定めて流すように。さらに事件の内容を見ると、かの母親の朱氏には現在なお二人の子がおり、面倒をみる者がいない状況にはならない。このように事情を酌量して融通をきかせれば、公平さを明らかにして哀れみを示せるであろう。」

No. 669

嘉慶四年七月初八日、内閣が命令を受けた。「哈当阿(福建水師提督)¹⁹らが、兵士らが裁断に納得せず、多勢で武器を持ち民人を殺傷した事件について報告してきた。兵士である王良盛が糖水を入れる民人の天秤棒を倒し、碗などを破損させたので、管轄責任のある把総の李長寧が賠償させたことは、もとより公平な対応である。兵士の廖林が、把総が庇うことなく兵士を鎖につなぎ辱めたとして裁断に服さず、兵士の藍飛雄らを糾合して武器を手に取り、威嚇して攻撃をしかけ、鉄砲を放ち、把総および通行していた民人を傷つけたことは実に不法を極めている。こうした凶悪な兵士は、当然取り調べが終わった後に報告すると同時に王命を恭請(皇帝の裁可を経ずに処刑すること)してすぐに処刑し²⁰、部隊に戒めとして知らせるべきである。しかるに哈当阿らは各々を斬立決、絞監候(執行猶予付きの絞首刑)として、担当部局に検討の上、回答させるよう指示してほしいと願い出た。これは以前に律に依拠して処罰を定め、「雖」や「但」のような文章の起伏を作る文字を使ってはいけなかった命令に拘泥して、事件の軽重を問わず、一律に命令に従おうとするもので、とりわけ妥当ではない。

試みに思うに、台湾は遠く海を隔てており、風の状況も安定しない。上奏の往復速度も一定ではない。もし風に阻まれて期日通りに上級の担当部局からの回答を受け取れなかったら、凶悪犯人を長い間拘禁してから処刑することになってしまう。さらに該地の兵士は驕悍であり、主犯と従犯が長い間監獄に拘禁されているのを見て、甚だしい場合は予測できな

¹⁹ (把岳忒) 哈当阿(?-1799)。蒙古正黄旗人。乾隆五十六年より嘉慶四年まで福建水師提督を務める。

²⁰ 恭請王命については、鈴木秀光「恭請王命考 清代死刑裁判における「権宜」と「定例」」『法制史研究』53号、2004年が詳細に論じる。

いような考えを抱いて、仲間を集めて監獄を襲ったとしたら、どうするつもりなのか。このような重大案件でありながら、なおも王命を恭請しなければ、またどこに王命を用いるのか。この事件でもともと斬立決になっていた廖林と陳洪亮を即座に処刑して、さらし首とせよ。従犯の王良盛と藍飛雄は大胆にも刀で人を傷つけたのであり、実に悪辣な仲間による手助けだといえよう。ただ絞監候にするだけでは軽すぎるので、いずれも即座に絞首刑を執行するように。他は提案通りでよい。上奏文をあわせて送付せよ。」

・七月初十日

No. 676

軍機大臣が湖北巡撫の高杞²¹に伝える。嘉慶四年七月初十日、命令を受けた。「三法司が高杞の上奏を受けて協議した、元生員の冉明俊が妄りに多くの一般人を教匪であると疑い、恣に殺害した一件については、既に提案通りに処置するよう指示を出した。この一件は、冉明俊が教匪による騒乱が起きているにもかかわらず、隣村の中で田茂学や陳有富らの数家の家屋だけが無事なのを見て、教匪の仲間ではないかと疑い、山に連れてゆき拷問を加えて殺害し、さらに冉光受ら六名に田茂学らの一族郎党の男女、子供三十六名を同時に殺害させたものであり、実に凶悪極まりない。高杞らが冉光受らを取り調べたところ、それぞれ五名から八名の男女を殺害しており、通常の犯罪行為を助けた従犯とはまったく比べものにならない。律に従って処罰を定め、冉明俊とあわせて王命を恭請し、各々処置すべきである。ましてや現在は軍務を遂行しており、軍律を踏まえて即時に処刑をするべきなのに、なお監禁して朕の判断を仰ぎ、重大事件の犯人の処断を引き延ばすなど、(以前の命令に)拘泥している。この命令を伝えよ。」命令に従い伝える。

・七月十一日

No. 683

軍機大臣が浙江巡撫の玉徳²²、江蘇巡撫の岳起²³に

²¹ (高佳) 高杞(?-1826)。満洲鑲黄旗監生。嘉慶期に福建布政使、湖北巡撫、湖南巡撫、浙江巡撫、烏魯木齊都統など地方大官を歴任する。祖父は雍正・乾隆期の重臣である高斌。

²² (瓜爾佳) 玉徳(?-1808)。満洲正紅旗人。嘉慶元年から嘉慶五年にかけて浙江巡撫を、嘉慶五年から嘉慶十一年にかけて閩浙総督を務める。子の桂良は道光・咸豊期の重

伝える。嘉慶四年七月十一日、命令を受けた。「以前に宜興（江蘇巡撫）²⁴を巡撫に任命した時²⁵、推薦する者はいなかったけれども、一時的な人員不足であったので特別に用いたのである。数ヶ月の間、彼の賢愚を議論する者はいなかった。今、ある者が宜興を弾劾してきた各内容を見ると、実に朕の恩に背いていたので、既に宜興を解任し、取調べを待つよう命じた。宜興が赴任前に謁見した時、朕は彼が宗室であることから、人や物事に接する時には、とりわけ謙虚で謹みを持ち、属員と面会する時には、『大清会典』の儀礼を遵守して、傲慢な振る舞いをわずかでもしないよう諭した。また彼が上奏文を提出したとき、諄々と同じような訓戒を与えること再三にわたった。今宜興は宗室であるからといって南面して座り、道具や知府をみな立たせ、属員には「爺」（主人や目上の男性に対する敬称）と呼ばせていた。このような傲慢な振る舞いは、実に朕の訓戒にことさらに違うものである。また彼は酒に溺れ、家人らが取り次ぎを頼まれた時に賄賂を要求するのを放任していた。その額は一州県で銀三百両から銀四百両にもなる。もし宜興がともに賄賂を貪っていたなら、必ず法によって厳しく懲罰すべきである。たとえ取り調べた結果、家人が要求していただけで、宜興が事情を全く知らなかったとしても、地方を統括する大官が日々酔郷にあり、奴隷を管理できずに、属員から賄賂を取り立てるに任せていたのは、処罰すべき事柄である。

また宜興が蘇州の街道が狭く、輻で通行しにくいと言及したところ、地方官はついに店舗経営者に門前を破壊させようとし、従わない者には枷を加えた。怨みの声が溢れたが、これはみな宜興が民情を思いやらなかったために生じたものである。蘇州では富民や庶民の住居が密集している。かつて朕は先帝の南巡に従って彼の地を訪れたことがある。先帝が鑾輿に乗って通行しようとした時、小民らが喜んで狭い道に溢れて歓迎の意を示した。先帝はそれを見て

臣で、直隸総督、東閣大学士、軍機大臣などを歴任する。同じく子の岳良は道光期に福建按察使、江西布政使、烏什辦事大臣などを歴任する。斌良もまた嘉慶・道光期に陝西按察使、都察院左副都御史、駐藏大臣を歴任している。

²³ 鄂濟 岳起（?-1803）。満洲鑲白旗人。乾隆三十六年の挙人。嘉慶四年から嘉慶八年にかけて江蘇巡撫を務める。

²⁴ （愛新覺羅）宜興（?-1809）。満洲鑲紅旗人。嘉慶期に江蘇巡撫、巴里坤領隊大臣、都察院左都御史などを務める。

²⁵ 嘉慶四年二月十三日付けで任命された（No. 154）。

喜び、街道が狭いので行幸の妨げになるなどとは言われなかった。今宜興は該省の巡撫でありながら、着任したばかりですぐに輻が進みにくいと言い、地方の官吏は遂にそれを理由として民を苛み、商人は商売に安んじることができなかった。宜興の放埒で勝手な振舞いや、属員の迎合もここから見て取れる。

解任した知県の甄輔廷が生員を恣に懲罰し、諸生が騒ぎ立てた一件については、以前に宜興が報告してきたとき、朕はすぐに【必ずや】甄輔廷が賄賂を受け取って不公平な取調べをしたのだと思ったが、宜興は僅かに議処を求めただけであって、その対応は寛容に過ぎた。そのため朕は甄輔廷を免職にした。今、宜興を弾劾してきた上奏の内容を見ると、この一件は宜興が同知の李焜に逮捕を任せ、李焜は諸生百数十名を濫りに捕らえ、別に小さな牢獄と刑具を用意して、【諸生を捕らえた盗賊を扱うかのように】虐待した。学政の平恕²⁶は一言も中止させようとはせず、ただ刑罰を受けた生員を除名処分とし、地方官に引き渡して収容させた。これらの事情について、宜興は以前の上奏では隠蔽して述べておらず、明らかに意図的に庇おうとしたものである。既に免職になっている甄輔廷を除き、総捕同知の李焜もただちに免職とする。平恕も【職務に問題があったので】、すぐに解任して取り調べるように。以上の各項について、玉徳は新任の巡撫の岳起と協力して、公平に調査せよ。先に到着した者が、証人を集めて取り調べるようにせよ。これ以外に宜興にどの様な劣蹟があるか、事実に基づいて弾劾するように。もし事件内の生員で不当に抑圧された者がいれば、先にその身分を回復させて、公平さを示すように。

玉徳には以前、来京して先帝の棺を見送ることを許している。もし今、玉徳が既に出立しているなら、どこでこの命令を受け取ったとしても、すぐに引き返して取調べをするように。もしまだ出立していないなら、すぐに蘇州に行き、巡撫の官印を謝啓昆（浙江布政使）²⁷に渡して代理とせよ。玉徳は蘇州に到着した後は取調べに専念して、来京を急ぐあまり、いい加減にこの件を決着させようと考えてはいけない。もし将来、京師にやってきたとき既に先帝の棺を永遠に山陵に安置した後であっても、なお玉徳に

²⁶ 平恕（?-1804）。浙江省紹興府、山陰県の人。乾隆三十七年の進士。嘉慶三年から嘉慶四年の江蘇学政で、嘉慶期には礼部、兵部、戸部で侍郎を務めた。

²⁷ 謝啓昆（1737-1802）。江西省南安府、南康県の人。乾隆二十六年の進士。嘉慶期には浙江布政使、広西巡撫を務めた。

は裕陵に参拝する機会を与える。朕は親政を始めてから、地方での事件調査のために大臣を派遣したことはない。玉徳は【普段から清廉と評価されており、また】刑部の出身でもあるから、特に任務を委ねる。事実には依拠して厳しく取り調べ、官僚間で互いに守りあうような悪習によって、わずかでも庇ってはいけけない。常州知府の胡観瀾²⁸が塩政の長随である高柏林と結託して、寺の修理費用で民に負担をかけた一件についても玉徳に調査させよ。普段から結託して不正を働いていたのかどうかも、あわせて事実に基づいて上奏させるように。甄輔廷の一件は、費淳（两江総督）²⁹が取り調べる必要はない。これを一日五百里の駅伝で通達し、弾劾してきた上奏文の原本は玉徳に渡して閲覧させよ。」

・七月十二日

No. 684

嘉慶四年七月十二日、命令を受けた。「以後、各地の庭園内で、もし特別な命令があつて工事費用として支給する銀両が一千両以上であるなら、先に総理工程処の見積もりを受けてから支出するようにせよ。銀一千両以内で緊急性のある零細な工事の場合、もし総理工程処の査察を受けてから処理を始めたのでは、遅れをきたすかもしれない。現場で先に費用を見積もつてから早急に工事をし、完了した後で総理工程処に連絡して査察を受けて、適切に支出報告をせよ。」

『仁宗睿皇帝実録』巻 48

内閣に命じる。保寧（伊犁將軍）³⁰の上奏には、「土爾扈特の家奴である三済が、主人の寡婦である伯克木庫を強姦しようとして抵抗されたため、首の骨を折って殺害したので、律に従い即座に凌遲処死にした」とあつた。土爾扈特の家奴である三済が、主人の寡婦である伯克木庫を強姦しようとして抵抗されたので、大胆にも首の骨を折って殺害し、家屋に火をつけて逃亡したのは、実に法を無視した淫凶極ま

²⁸ 胡観瀾。生卒年不詳。安徽の挙人。乾隆四十四年に蘇州府の知府を務めている。

²⁹ 費淳（1739-1811）。浙江省杭州府、銭塘県の人。乾隆二十八年の進士。嘉慶期には江蘇巡撫、两江総督、兵部尚書、内閣大学士などを歴任している。

³⁰ (図伯特)保寧（[1734]-1808）。蒙古正白旗人。乾隆・嘉慶期に四川総督、伊犁將軍、武英殿大学士を歴任する。子の慶祥も嘉慶二十五年から道光五年にかけての伊犁將軍となる。

る行為である。保寧は取り調べた後、すぐに三済を凌遲処死にした。その対応は非常に良い。内地の旗人・民人などは、もし強姦を拒んで節を全うし命を捨てた者がいれば、上奏して表彰することになっている。伯克木庫が索倫の女性でありながら、大義を知り、死を以て姦を拒んだのは、非常に賞賛すべきであり、当然表彰の対象になる。以前に新疆の各部落でこういった事件があつた時、表彰したのかどうか、保寧は言及していない。もし例があつたのなら、どうして書き漏らして上奏に附さなかったのか。もし例がなければ内地と同様に表彰し、それによって風俗を厚くし、貞節な者の魂を慰めるように。伯克木庫は例を踏まえて表彰せよ。

『仁宗睿皇帝実録』巻 48

軍機大臣らに命じる。保寧は伊犁將軍を長年務めており、朕はその功績を思い、大学士に任命して以来、すぐに京師に戻そうとした。しかし一時的に後任を得られなかったため、呼び戻していなかった。先ごろの上奏で彼は、「大学士に任命されるという恩を受けたけれども、さらに数年の間は伊犁に留まって力を尽くしたい」と述べてきた。国家への忠誠心は非常に賞賛すべきものである。保寧に密かに伝えよ。新疆各城の辦事・参贊・領隊大臣の中から、詳細に検討して伊犁將軍の任に相応しい者を選び出して、適切な評価を加えて秘密裏に報告するように。人と相談してはいけけない。朕もまた注意して選ぶ。

・七月十五日

No. 697

嘉慶四年七月十五日、内閣が命令を受けた。「宜興（江蘇巡撫）が学政と幕友について上奏してきた中に、「平恕は規律を厳しく守り、学生の選抜も公平であつた」と記されていた。明らかに平恕と気脈を通じている。平恕は同知の李焜が生員を濫りに逮捕して拷問を加えた件について、一言も止めさせようとせず、ただ拷問を受けた生員を除名処分にし、地方官に引き渡して拘禁し、そのために士論が沸騰して、弾劾されることになった。この軟弱無能で、職掌を傷つけるような学政を、宜興はなおも公平というのか。彼らが前例に従って提出した学政の評価と幕友の招聘に関する上奏の中に、数多の虚偽が含まれていることは、これを見ればわかる。毎年の終わりに提出される布政使・按察使・道員の人事評価もまた、各総督・巡撫は空文とみなしているにすぎず、詳細に査定してはいないし、布政使・按察使・道員の賢愚を知らない。どうして朕が一人一人について徹底

的に知り得ようか。多くは総督・巡撫が提出した人事評価を閲覧して、手元に留めて置き、随時行われる人事に備えているに過ぎない。もし不確実な所があって、優れた者もそうでない者も混在していれば、どうして妥当な人事ができれば。各総督・巡撫に伝えよ。以後、布政使・按察使・道員の人事評価と学政の評判を秘密裏に報告する際、治績を詳細に調べて、事実に基づいた公平なリストを作成して上奏し、以前の習慣を踏襲して、慣例として片付けてはいけない。」

No. 698

嘉慶四年七月十五日、内閣が命令を受けた。「吉慶（両広総督）³¹と陸有仁（広東巡撫）³²が、審理の際に濫りに多くの人を拘束して死亡させた英徳県の知県である陳寅を弾劾してきた。陳寅は審理の時に、随時決着させず、四年の間に数十人を拘束して病死させるなど、怠惰を極めていた。陳寅を即座に免職にして総督・巡撫に引き渡し、案件内の犯人や証人については、厳密に審理して律にのっとって罪を定めて上奏せよ。

地方の州県では、もし審理を担当する訴訟があっても、意図的に引き延ばしている。上司は査察を行わず、審理の引き延ばしを放任しており、吏治が廢れ弛むこと既に長きにわたる。これは広東省だけのことではない。遅延が行われる理由を推測してみると、みな地方官が案件を利用して私腹を肥やそうとして、様々な手段で金銭を略取しようとしているのであろう。一人を連行すればすむのに大勢の人々を巻き込み、独立した事件なのに別の事件まで関連付けて事件を大きくして、各地に出張している。胥吏と衙役は一つの村に到るたびに金銭を要求し、金銭を支払えば主犯であっても逃げ延びさせ、支払わなければ無関係な者まで巻き込んでしまう。令状を金で手に入れたところで、原告と被告を州県の公堂に引き立てることはそもそも容易ではない。州県もまた取り調べの日取りをしばしば変更し、取り次ぎ役の者が賄賂を受け取って自身の欲望を満たすのを待ってから、初めて審理を終えて、州から府に、府から按察使と巡撫に報告している。各役所の書役もまた途中で利益を得ようとして、反論したり決着を先

延ばしにし、簡単な杖刑ですむ案件であっても人々は破産し、甚だしい場合は長い間監禁されて、長距離を護送される間に死亡する者もいる。広東で弾劾された案件の犠牲者もまた、確かに少ないものではない。

かつて台湾の賊首林爽文、昨年の四川の賊首王三槐を州県に捕らえて監禁していたけれども、様々な金銭要求によってその後の反乱へのきっかけを醸成した。州県の案件滞積は、地方の統治とも大いに関係している。さらに証人がそろっていない、主犯が到着していないのを口実にして、任期中に取り調べをしないまま後任に委ねている。後任は再び令状を出して人を拘束し、ついに十数年が経ってもまだ決着していない案件さえある。証人がそろっていないにもかかわらず、主犯が到着していても、現在集まっている者だけで先に決着した事例もあるのを知らないのか。管轄責任のある上司は随時督促すべきなのに、どうして理由をつけて先延ばしにするのに任せて、上下が気脈を通じる弊害を啓いているのか。この種の悪習は、朕が以前から把握しているものである。

今回、広東の一件を踏まえてはっきりと伝える。以後、地方の大官は【先に自身の心がけを正し、廉恥を顧みて、なお】厳しく監督するように。およそ各州県の審理すべき案件は、期限内に決着させるように命令せよ。もし遅延があれば、すぐに弾劾せよ。もし庇い立てしようとして、他の者からの弾劾があったなら、かならず総督や巡撫も併せて厳しく処分し、少しも容赦はしない。この案件の陳寅は在任中の職務怠慢が四年にわたっている。陸有仁は着任したばかりですぐに摘発して事実上依拠して弾劾してきたのであり、職務に励んでいるといえよう。しかし吉慶は長らく両広総督を務めていながら、どうして弾劾しなかったのか。さらに自ら処分を願い出ないなど、特に不適切である。以前、吉慶は自身が干渉すべきでない事でも、しばしば僭越にも申し出てきた。朕は職掌に専念していないのを憂慮して、既に訓戒を加えた。今この案を見るに、さらに吉慶が自身の田を捨てて他人の田を耕そうとしているのだと信じるようになった。吉慶を厳しく叱責し、歴任の各上司と一緒に担当部局で議処とせよ。この命令を伝えよ。上奏文もあわせて送付せよ。」

おわりに

本稿の最後に、嘉慶四年七月前半に出されたいくつかの上諭について、その意味や背景を簡単に解説しておきたい。

³¹ (覚羅) 吉慶 (?-1802)。満洲正白旗人。嘉慶元年から七年まで両広総督を務める。

³² 陸有仁 (1742-1802)。浙江省杭州府、錢塘県の人。乾隆三十四年の進士。嘉慶期には広東巡撫、陝西巡撫を務める。

七月初一日には、『満洲源流考』の満洲語版が完成し、漢文版とあわせて進呈された(No. 653)。清朝は『実録』や歴代の『会典』、各種の『方略』だけでなく、多様な書籍の編纂事業を展開していた。その一環として嘉慶期には『全唐文』も編纂されている。嘉慶期における編纂事業のあり方も、単に文化事業の一コマというだけでなく、当該時期の文化政策の性格を示す重要な論点になるであろう。

嘉慶期には安南海賊が浙江にまで入り込んでおり、浙江巡撫の玉徳は提督の蒼保とともに、水軍を指揮して対応にあたっていた。海賊対策も喫緊の課題となり、嘉慶帝は閩浙総督の書麟、福建巡撫の汪志伊に命じて、自衛のために商船に武器搭載を認めるかどうか検討させた。結果、武器搭載は治安をさらに乱すものと否定された(No. 657)。民間の自衛的な武装は実際には広まっていた。しかし少なくとも海賊対策において、清朝がそれを公式に認めることはなかったのである。

こうした海賊問題への対処もなされる一方で、七月には江蘇巡撫の宜興が弾劾を受けた(No. 683、No. 697、No. 710、No. 711)。この宜興の一件は、嘉慶期における地方大官の失脚事例として注目に値するものである。嘉慶帝は海賊への対応もとりつつ、浙江巡撫の玉徳を審理のために派遣した。

七月初八日には、浙江省の民人である汪応鳳が、母親を救うために誤って兄を殺害した事件の審議がなされた。当初は斬立決、もしくは斬監候という刑罰案が提出されたものの、嘉慶帝は案件の事情を考慮して流刑に減刑するよう命じた(No. 668)。一方で暴動を起こした兵士を斬立決や絞監候にすると上奏した哈当阿には、すぐに処刑を執行するように指示した(No. 669)。さらには民人を白蓮教徒であると疑い、子供を含め三十名以上を殺害した犯人らも、即時に処刑を執行するよう命じた(No. 676)。

周知のように、清朝の裁判は皇帝を究極的な量刑の判断者においており、上記の事例はこうした裁判のあり方を示すものである。それと同時に政治史的な観点からみれば、各種の政策決定や儀礼に加えて、皇帝の日常的な業務の一環として量刑判断がなされていたことになる。管見の限りでは、嘉慶帝は量刑判断にも熱心に取り組んでいた。嘉慶期の政治実践のなかで、個別の量刑判断というのは相当の比重を持っていたといえよう。

七月十二日には、新疆において、暴行に抵抗して落命した索倫の寡婦である伯克木庫を貞節であると表彰した。その際、「もし例がなければ内地と同様に表彰し、それによって風俗を厚くし、貞節な者の魂

を慰めるように」と、新疆にも漢地の旗人・民人同様に貞節の表彰規定を適用するよう命じた。(『仁宗睿皇帝実録』巻 48)。貞節の地域分布ならびにその拡大といったテーマとも関わる上諭である。

無論、この上諭が出されたからといって、ただちに新疆における貞節の拡大が実態としてあったと結論を出せるわけではない。しかし、例えば道光二十四年から道光二十七年に哈密辦事大臣であった鍾方による『哈密志』巻 50、人物志 2、節婦には、王田氏(嘉慶五年に旌表を受ける)、王馬氏(嘉慶二十五年)、趙余氏(道光二十六年)の三名のみが記載されている。彼女たちはその表記から漢人(あるいは漢軍八旗)のようであるが、蒙古出身のものはどのように扱われたのだろうか。嘉慶・道光期の新疆における貞節の実態は、興味深い問題である。

七月十五日には、知県の陳寅が弾劾される。その理由は、審理の際に多数を拘禁し、死亡させたというものであった。嘉慶帝は、地方で「審理を担当する訴訟があっても、意図的に引き延ばしている」、「遅延が行われる理由を推測してみるに、みな地方官が案件を利用して私腹を肥やそうとして、様々な手段で金銭を略取しようとしているのであろう」と指摘し、さらに胥吏や衙役による不法な金銭要求も問題視した(No. 698)。嘉慶期には、地方官による裁判の遅れや判断の誤りが特に強調される。この上諭もそうした文脈に位置づけられるものである。

謝辞

本論文は、JFE 2 1 世紀財団アジア歴史研究助成ならびに JSPS 科研費 17K13548 の助成を受けたものである。